

富里市消防団県操法大会出場分団補助金交付要綱

(平成20年7月1日告示第126号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号
平成28年3月31日告示第82号 平成31年3月13日告示第48号
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県消防操法大会（以下「操法大会」という。）への出場に際し、操法訓練で技術の向上を図ることを目的に、出場分団の活動に対し、富里市消防団県操法大会出場分団補助金を交付することに関し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者は、操法大会の出場分団とする。

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、操法大会への出場のために要する経費の消耗品費、食糧費（操法大会当日関係者及び操法訓練時に限る。）、通信運搬費、会場までの交通費、備品購入費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の限度額は、200,000円とする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書に添付する書類は、事業計画書及び収支予算書とする。

(決定の通知)

第6条 規則第8条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助金等決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第15条に定める補助事業の成果を報告する者は、補助事業等実績報告書により市長に報告しなければならない。

2 補助事業等実績報告書に添付する書類は、収支決算書とする。

(補助金額の確定)

第8条 規則第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金等交付確定通知書により通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとする者は、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第82号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日告示第48号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。